

高等部職業学科

対 象

- 京都府立城陽支援学校
（ビジネス総合科）
- 京都府立八幡支援学校
（福祉総合科）

令和 4 年度京都府立特別支援学校高等部
職業学科入学希望者募集要項

令和 3 年 9 月 1 日
京都府教育委員会

令和 4 年度京都府立城陽支援学校高等部職業学科及び京都府立八幡支援学校高等部職業学科入学希望者（以下「志願者」という。）の募集を次のとおり定める。

1 募集する学校の部科等及び募集定員
別表 1（17 ページ）のとおりとする。

2 通学区域等
別表 2（18 ページ）のとおりとする。

3 志願者の資格

志願者の資格は、次の(1)及び(2)のいずれかにあつて、(3)から(6)までのいずれにも該当する者であること。

- (1) 中学部若しくは中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）を令和 4 年 3 月に卒業予定の者又は令和 3 年 3 月以前に卒業した者
- (2) 高等部職業学科入学に関し、中学校及び特別支援学校中学部を卒業した者と同等以上と認められる次のいずれかに該当する者
 - ア 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者（令和 4 年 3 月 31 日までに修了する見込みの者を含む。）
 - イ 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和 4 年 3 月 31 日までに修了する見込みの者を含む。）
 - ウ その他特別支援学校長が中学校及び特別支援学校中学部を卒業した者と同等以上と認定された者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくは成年後見人をいう。ただし、志願者が成年の場合にあつては本人。以下同じ。）の住所（生活の本拠とするところをいう。以下同じ。）が別表 2 にある通学区域内にある者
 - イ ア以外の者で、特別事情具申手続（65 ページ）により、京都府教育長の許可を受けた者
- (4) 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に規定する程度の知的障害者であり、療育手帳を有するなど特別な支援を必要とする者
- (5) 公共交通機関を利用して、通学可能な者（ただし、特別支援学校長がその他の手段で通学することを認めた者を含む。）
- (6) 企業就労を目指す意欲を有する者

4 出願の要領

(1) 第3志望まで志願できる。

なお、志願方法については記入例を参照のこと。(P56)

(2) 提出書類

| 書類名 | 提出部数 | 作成者 |
|--|------|---------------------------------|
| 入学願書(高等部職業学科)(様式3の1) | 1通 | 志願者・保護者 |
| 入学願書(高等部職業学科)(様式3の2) | 1通 | 中学校長、特別支援学校長、施設長、市町(組合)教育委員会教育長 |
| 受検票(様式3の3) 受検票及び写真票の様式に所要事項を記入し、所定の大きさの写真を貼付すること。 | 1通 | 志願者・保護者 |
| 京都府立特別支援学校高等部入学希望者調査書(職業学科)(様式3の4) | 1通 | 保護者 |
| <特別な支援を必要とすることを証明する書類> ※1か2のどちらかを提出すること 1 療育手帳又は医師が作成する診断書 卒業予定の者については、どちらかの写しを提出すること。なお、卒業した者については、療育手帳の写しを必ず提出すること。 2 療育手帳取得に係る確認書(高等部職業学科)(様式3の8) 現在、療育手帳を所有していない、かつ、医師が作成する診断書を所持していない場合に提出すること。なお、療育手帳の取得申請中、もしくはこれから取得しようとする意思を確認する書類として提出すること。 | 1通 | 保護者 |
| 報告書(様式3の5、様式3の6及び様式3の7) 志願者の教育課程に応じて選択し、使用すること。 | 1通 | 中学校長及び特別支援学校長 |
| 令和4年度高等部入学願書の提出について(様式4の2) | 4部 | 市町(組合)教育委員会 |

備考 1 特別事情具申手続(65ページ)に規定する許可申請手続を行い、受理書又は許可書の交付を受けた者は、それを入学願書(高等部職業学科)(様式3の1)に添付すること。

2 第2志望及び第3志望において高等部普通科を志望する者は、返信用封筒(長形3号封筒)を添付する。その際、志願者及び保護者の住所及び氏名を記入し、84円切手を貼ること。

(3) 書類の提出期限

令和3年12月7日(火)

(4) 提出先

住所の存する市町（組合）教育委員会とする。ただし、次の場合は、第1志望の志願先の特別支援学校へ提出すること。

なお、市町（組合）教育委員会から特別支援学校への提出については別途通知する。

ア 特別支援学校（京都府立以外のものを含む。）中学部に在籍する者が高等部に入学を希望する場合

イ 通学区域外に住所がある者が入学を希望する場合

(5) 特別支援学校長の処理

特別支援学校長は、提出された書類を審査の上受け付け、受検票（様式3の3）に所要事項を記入し、契印の上、切り離して中学校長へ送付するものとする。

なお、事務手続に係る詳細については、特別支援学校長へ別途通知する。

(6) 入学願書について

ア 住所及び氏名の記入については、住民基本台帳等のおりを基本とし、楷書で正確に記入すること。

なお、志願者と保護者の住所が同じ場合は保護者の住所欄に「志願者に同じ」と記入すること。

中学校及び特別支援学校中学部で確認する場合においては、指導要録によるものとする。なお、志願者、保護者の氏名、住所の字体について指導要録と相違する以下のような場合についても受理する。

(ア) 志願者、保護者の氏名、住所の字体について住民基本台帳等及び指導要録と相違するが、同一の氏名、地名であることが確認できる場合

例 「崎」と「寄」、「斉」と「齋」や「齊」、「吉」と「吉」

(イ) 志願者、保護者の住所の表記が簡略化されている場合

例 「〇〇マンション△△号室」と「〇〇マンション△△」、「〇〇番地の△」
と「〇〇-△」や「〇〇の△」、「府営住宅〇〇団地」と「〇〇団地」

イ 外国人で通名の使用を希望する者（住民基本台帳に通名が記載されている場合に限る。）は、志願者の作成する願書等について通名のみを記入してもさしつかえない。（ただし、中学校及び特別支援学校中学部作成の資料については、「本名（通名）」のように「本名」と「通名」を併記すること。）

5 入学者の選考

(1) 選考日

令和4年1月12日（水）及び13日（木）

追検査日：令和4年1月18日（火）

(2) 場 所

第1志望の志願先の特別支援学校

(3) 内 容

総合問題、作業問題、面接（個人）及び報告書をもとに、総合的に判断し、可否を決定する。

(4) 合格者の発表

令和4年1月20日(木)午後1時から午後4時までの間、志願先の特別支援学校において、受付番号で発表するものとする。

また、京都府教育委員会特別支援教育課のホームページにおいても、同日午後1時から午後4時までの間、受付番号で発表するものとする。

上記の時間内に合格者に対し、合格校において、合格通知書(様式6)を交付する。

(5) その他

ア 各校の職業学科入学選考実施要項参照のこと。また、検査、面接の日時、場所及び方法は、第1志望の志願先の特別支援学校長から保護者に別途通知する。

イ 職業学科の合否結果が合格範囲外である場合、第2又は第3志望欄に記入した特別支援学校高等部普通科の第二次選考の連絡を別途行う。(願書等の提出は不要。)

ウ やむを得ない理由による欠席者及び途中退場者の取扱い(特別支援学校中学部からの志願者についても同様の取り扱いとする。)

(ア) 欠席者について

検査当日やむを得ない理由によって欠席した者で、欠席した日の当日午後4時までに、追検査願(様式3の9)に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して特別支援学校長に届けた者は、追検査(令和4年1月18日(火))を受検することができる。

(イ) 検査会場からの途中退場者について

やむを得ない理由によって途中で受検不可能となり検査会場の外へ出た場合に限り、途中退場した日の当日午後4時までに追検査願(様式3の9)に診断書等理由を証明する書類を添えて、中学校長を経由して特別支援学校長に届けた者について、受検不可能となった検査より後の検査に限って追検査(令和4年1月18日(火))の受検を認めることがある。

(ウ) (ア) 及び (イ) において、午後4時までに届出が間に合わない場合には、中学校長を経由して特別支援学校長に申し出ること。

6 その他

(1) 令和3年度中に各特別支援学校が開催する体験学習への参加及び入学相談を受けた者(職業学科及びそれ以外の学科を志願する場合は、それぞれの学校及び学科ごとに体験学習への参加及び入学相談(個別進学相談会)を受けること。)

(2) 入学考査料、入学料及び授業料は、徴収しない。

(3) 原則、入学辞退は認めない。

(4) 就学奨励費制度により、保護者等の所得に応じて学用品購入費等が支給される。